

業務名称

新浦安駅南口利便性向上に向けた基本構想検討業務委託

1 業務の目的

新浦安駅は、1988年の開設後より約40年が経過してきたこともあり、利便性・安全性等の様々な懸案が生じている。このことを踏まえ、浦安市総合計画において新浦安駅周辺地区を「市民の文化活動や交流などといった、にぎわいのある都市生活の拠点」として位置付け、駅前広場の機能強化や道路交通環境の向上を図る」という方針を示している。

本業務では、令和10年度の（仮称）新浦安駅再整備基本構想（以下「基本構想」という）策定に向け必要となる現況調査の深度化、学識経験者による将来人口等を見据えた駅のあり方に関する整理及び令和9年度以降の基本構想検討に必要な要素を整理する。また、これらを実施するにあたり、専門的な観点から、技術的・総合的支援を得ることを目的とする。

また、基本構想の策定にあたっては、長期的な視点のみで無く、利便性向上に向けて短中期的に対応が可能な事項についても整理していくことを想定している。

2 業務対象範囲（履行場所）

浦安市入船一丁目地先

（自転車駐車場の範囲を含め必要に応じて調査範囲は見直すこと。）



3 委託期間 契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

4 共通事項

- (1) 本業務の受託者は、業務を施行するにあたり当該契約に基づき、浦安市が定める監督員及び担当者（以下「委託者」という）と密接な連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 受託者は、本業務に着手するときは、業務の工程表を作成し、委託者の承認を受けなければならない。
- (3) 受託者は業務施行上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項、並びに仕様書に明記していない事項については、委託者と事前に協議し、その指示に従わなければならない。

なお、庁内外における協議資料の作成は仕様に含まれている。

- (4) 本業務を適切に施行するため、つぎの資格要件を満たし、適切な人員を配置して正確かつ丁寧に行う。また受注者は、当該業務における管理技術者、照査技術者、担当技術者を定め発注者に通知するものとする。

なお、各技術者は下記の条件を満たさなければならない。

・技術者の要件

①資格

- ・管理技術者は技術士（建設-都市及び地方計画又は道路）を有する者
- ・照査技術者は技術士（建設-都市及び地方計画又は道路）を有する者
- ・主となる担当技術者は技術士（建設-都市及び地方計画又は道路）又はシビルコンサルティングマネージャー（以下、RCCM）（都市計画及び地方計画又は道路）を有する者

②人数

管理技術者、照査技術者は各1名とし、担当技術者は5名程度とする。

なお、照査技術者は管理技術者を、担当技術者は照査技術者をそれぞれ兼ねることはできない。

5 業務内容

業務内容は下記を想定しているが、必要に応じてプロポーザルの提案内容についても履行すること。

(1) 基礎資料の整理・調査作成

駅前広場の状況や課題を明確にするため、下記の(ア)～(エ)について、既存の資料の活用または、調査を実施し整理する。なお、これを(3)に示す委員会の基礎資料とする。

(ア) 過年度業務の整理（その他に必要な内容についても検討・整理する。）

- ・土地利用状況、権原及び土地利用に関する協定について
- ・市の上位計画等において求められている機能やあり方について
- ・マクロな視点から見た新浦安駅の利用状況について
- ・アンケート調査から見えた現状・求められている機能について
- ・現地調査から見えた現状・課題について
- ・当初整備時のコンセプトについて
- ・信号現示等の調整による混雑解消について

(イ) 駐輪場の現況調査

過年度の現地調査においても自転車と歩行者の錯綜が交通事故につながる危険性について指摘されている。このことから、新浦安駅周辺の自転車駐車場の立地状況、駐車可能台数及び稼働状況について調査整理する。

(ウ) 鉄道以外の公共交通機関等の新浦安駅発着状況調査

南口ロータリーに乗入れる路線バス、タクシー、施設送迎のマイクロバス及び、駅周辺において発着するホテル送迎バス等について時間帯別交通量等について調査整理する。

(エ) 過年度の現地調査を踏まえた定量的な調査

下記の項目について定量的な調査等を実施する。ただし、手法については委託者と協議して決定するものとする。

- ・ロータリーに入退場する車両動線の輻輳状況について
- ・歩行者、自転車動線の輻輳状況について

(2) 再整備基本構想策定に向けた手順等の整理

令和10年度の基本構想策定に向けた、ロードマップを作成し翌年度以降の検討にあたっての資料とする。なお、実施にあたり想定される費用についても整理すること。また、ロードマップは(3)を踏まえた内容とすること。

(3) 有識者・学識経験者（以下「有識者等」という）を主とした検討委員会（以下「委員会」という）の企画・運営等

本事業においては令和 10 年度の基本構想の策定を計画している。これに向け、令和 8 年度は有識者等を主にした委員会を発足することを想定している。これに当たっての委員会の場について、企画及び運営支援を行う。

令和 8 年度：現況調査等を踏まえた基本構想の方針整理、令和 9 年度以降の検討方針及び追加調査等の必要性について整理検討する。

なお、方針検討にあたっては条件整理、メリット・デメリットを踏まえた比較等を行うことを想定している。また、長期的な構想に加え、短中期的な対応が可能な安全対策などについても整理し令和 9 年度以降の検討方針に盛り込むこと。

※有識者等は 3 名程度の交通計画や都市デザイン等に精通する者を想定している。

また、実施回数については 1～2 回程度を想定しているが、契約後に発注者と事業スケジュールを踏まえ協議すること。

なお、委員会運営に伴う報償費・交通費等は委託費に含むものとする。会場は市またはオンラインを予定していることから、会場費は不要と想定している。

■参考

令和 9 年度以降の委員会運営方針は以下を想定しているが、今後の事業計画を縛るものではない。(2) の検討などの参考とすること。

なお、令和 9 年度以降の業者の選定方法については未定である。

令和 9 年度：有識者等に加え、周辺施設管理者、交通事業者、交通管理者、地元住民等を交えた委員会を発足し、基本構想案を作成する。

令和 10 年度：基本構想案をパブリックコメントに諮るなどし、基本構想を作策定する。

6. 打合せ協議

本業務の打ち合わせは、計 5 回（中間 3 回）を予定する。ただし、委員会運営に必要な打ち合わせはこれに含まず、委員会運営・企画の歩掛に含むものとする。

7. 成果品

業務完了時に、成果品として、次のものを引き渡すものとする。

- ・ 報告書 2 部
- ・ 報告書（概要版 A3：1 枚程度） 1 部
- ・ 成果品データファイル一式（CD-ROM） 1 部